

地域とともに生きる群馬用水

群馬用水

だより 61号



群馬用水土地改良区

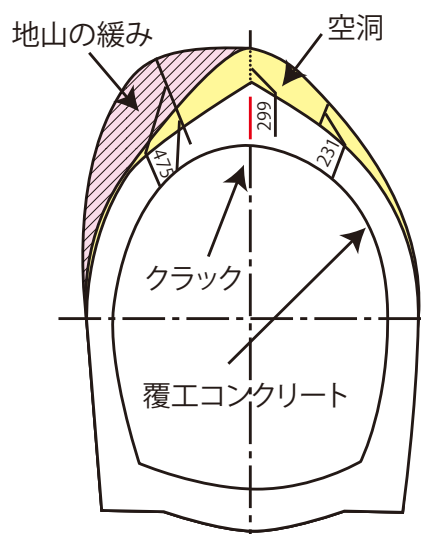
前橋市古市町406番地

電話 (027) 251-0019(代)

URL: <http://www.gunmayousui.jp>



有馬トンネル内部調査の様子



有馬トンネル断面

国の礎となる農業とその生産基盤を守る為に

謹んで新年のお祝いを申し上げます。組合員皆様のご健康とご多幸を心よりお祈りいたします。

東日本大震災から4年近く経過したにもかかわらず被災地の復興状況は未だ足踏み状態です。群馬県内においては、昨年2月の大豪雪により農業用施設の倒壊が多数発生、農業者の生活基盤が冒される事態が発生しました。このように、近年私達の生活を脅かす自然災害が頻発しています。

また、土地改良区が管理する施設（主に77調整池、122機場、約1,000kmのパイプライン）については、事故を未然に防ぐため日々保守管理を行い、時には改修をし施設の延命を図っているものの、建設から40有余年経過しているものが多数あり老朽化が進行しています。土地改良区では、補助事業を活用し組合員の負担軽減をはかりつつ、漸次対策を施しています。

一方、(独)水資源機構群馬用水管理所の管理する施設についても同様にストックマネジメント事業を活用、平成26年から5カ年計画で、約2,000haの受益地へ水を供給する榛名幹線有馬トンネル改築工事が群馬用水緊急改築事業として着手されました。

日本の農業は、食糧自給率向上が求められているにもかかわらずTPPによる輸入規制緩和や米価低迷による農業経営の圧迫など、とりわけ農業者を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。

しかし、農業は国の根幹を成す重要な産業の一つであり、農業・農村の振興は地方再生に重要な役割を担うものです。また、食の安全が求められている昨今、消費者へ安全安心な食品を供給することを負託されているという非常に意義深い産業です。農地中間管理事業や日本型直接支払制度など国による農家の支援策も展開されていますが、土地改良区といたしましても様々な方策をもって組合員皆さんの応援が出来ますよう役職員一丸となり努力して参ります。



あいさつ

理事長職務代理者 副理事長 平 田 英 勝

あけましておめでとうございます。組合員の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのことと心からお慶びもうしあげます。

昨年6月5日には第7代大林俊一理事長(享年57)が急逝されました。土地改良区の運営・改革に尽力されている最中のご不幸であり、土地改良区といたしましても船頭のいない船のようでありました。

故大林理事長には謹んで哀悼の誠を捧げます。

年の瀬には衆議院議員選挙が実施され現政権が承認された形ではありますが、円安による原料費の高騰や消費税増税により景気回復基調に少々陰りがあるのも事実です。

また、原発再稼働、TPP(環太平洋パートナーシップ)協定交渉、農協の制度改革など農業ひいては土地改良区運営をとりまく環境は変革を余儀なくされています。このような情勢をふまえ土地改良区と致しましても柔軟に対応していかななくてはなりません。

管内の情勢に目を向けますと、引き続き米の取引価格は低迷しており、そこに追い打ちをかけるように昨年2月の大雪により多くの農業施設に被害がありました。ほかには、農地中間管理機構が創設され規模を縮小したい農家の農地を担い手に集約して貸し出す「農地中間管理事業」が実施され一年ほど経過しましたが、まだまだ地域に浸透していない様子であります。土地改良区も少しでも組合員皆様の手助けが出来ますよう奮励努力する所存です。

東日本大震災以降の農事用高圧電力料金の高騰、加えて消費税増税により電力料金だけでも対前年比で約1,600万円増加、土地改良区の財政を圧迫しており更なる経費削減を迫られています。

事業といたしましては、(独)水資源機構群馬用水管理所の管理する榛名幹線有馬トンネル改修工事が「群馬用水緊急改築事業」(平成26年度から5カ年)として着手されました。この工事の竣工をみるにより農業用水はもとより県央第1水道への安定供給が図られます。是非、事業について皆様のご理解ご協力の程、お願い申し上げます。

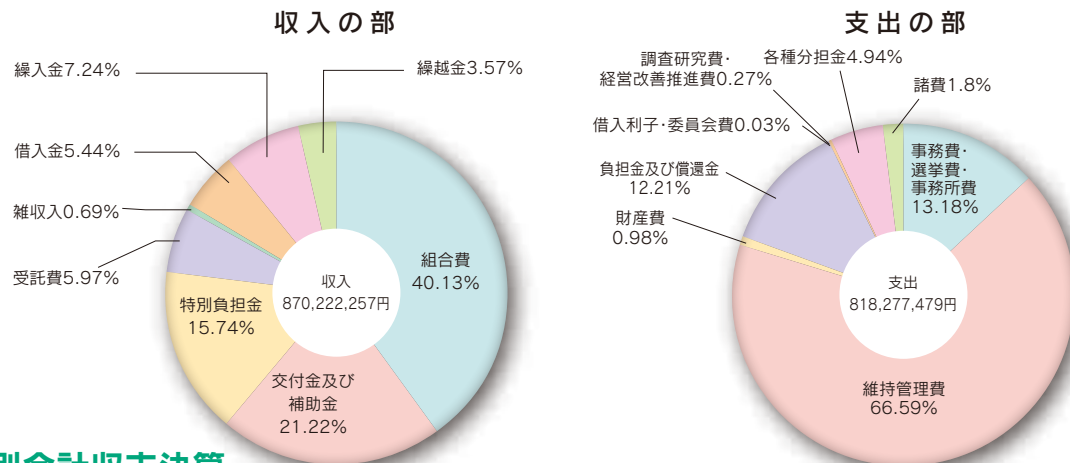
今後も、より一層経費節減を図り受益農家の生活安定を目指し役職員一同日々邁進して参りますので、皆様のご支援ご協力をお願いして新年の挨拶といたします。

平成25年度決算承認

1. 一般会計収支決算

収入の部 (円)			支出の部 (円)		
組 合 費	349,113,739		事務費・選挙費・事務所費	107,810,744	
交 付 金 及 び 補 助 金	184,634,000		維 持 管 理 費	544,964,050	
特 別 負 担 金	136,953,000		財 産 費	8,033,339	
受 託 費	51,988,000		負 担 金 及 償 還 金	99,889,070	
雑 収 入	6,036,067		借 入 利 子・委 員 会 費	226,760	
借 入 金	47,350,000		調 査 研 究 費・経 営 改 善 推 進 費	2,236,220	
繰 入 金	63,040,760		各 種 分 担 金	40,413,000	
繰 越 金	31,106,691		諸 費	14,704,296	
			予 備 費	0	
計	870,222,257		計	818,277,479	

収入支出決算差引額 51,944,778円は平成26年度へ繰越



2. 特別会計収支決算

会 計 名	収入の部(円)	支出の部(円)	差引増減
農 地 転 用 決 済 金	25,828,924	25,828,924	0
職 員 退 職 手 当	25,435,858	25,435,858	0
利 水 高 度 化 計 画 精 算 金	61,299,344	61,299,344	0

平成25年度 財産目録

平成26年6月2日調製

(単価：円)

摘 要	金 額	摘 要	金 額
《資産》			
①流動資産	132,635,636	③固定資産	264,556,633
現金及び預金	51,944,778	土地	60,287,843
一般会計(預金)	51,944,778	事務所敷地及び駐車場	60,287,843
		建物設備	204,268,790
未収金	80,690,858	事務所	197,780,000
経常費賦課金	17,045,464	無線設備	1,312,290
かんぱい事業費賦課金	10,724,341	倉庫	5,176,500
維持管理費賦課金	38,673,093		
ほ場整備事業費賦課金	14,247,960	④備品	35,749,452
②特定資産	1,172,540,422	自動車	15,413,623
職員退職手当積立金	167,741,999	パソコン	2,375,047
農地転用決済金積立金	220,515,593	会議用テーブルほか	17,960,782
利水高度化計画清算金積立金	704,149,491		
財政調整基金積立金	80,133,339	資 産 合 計	1,605,482,143

摘 要	金 額	摘 要	金 額
《負債》			
①長期負債	602,400,393	②県営事業費借換金	20,000,000
日本政策金融公庫借入金	602,400,393	群馬銀行借換金	20,000,000
県営農地防災事業費	106,918,592		
県営かんがい排水事業費	184,092,191	③短期負債	1,092,407,083
(施設整備事業等)		職員退職手当積立金	167,741,999
県営農村地域環境保全整備事業費	30,486,000	農地転用決済金積立金	220,515,593
県営水利施設整備事業費	30,350,000	利水高度化計画清算金積立金	704,149,491
県営かんがい排水事業費	50,120,269		
小規模土地改良事業費	200,433,341	負 債 合 計	1,714,807,476

変更がある場合は、手続きが必要です

- ◆農地の権利異動（相続・売買や貸借等）があったとき。
- ◆氏名や住所を変更したとき。
- ◆経営移譲をしたとき。

組員資格得喪通知書

※ほかの公共機関で手続きされても当土地改良区には通知されないの確認ができません。名簿・賦課の算定基礎となる土地台帳等の正確性を期すため是非通知にご協力をお願いします。
(土地改良法第42条第1項権利義務の承継及び第43条第1項組員の資格得喪の通知義務)

- ◆農地を転用するとき。地目を変更するとき。
- ◆公共事業用地（道路・公園用地等）で買収・寄付されたとき。

転用意見書交付申請書
地区除外申請書

※除外には決済金が必要になります。残存の農地が過重負担にならないために土地改良法第42条第2項に定められています。
(土地改良施設が関係する場合、条件が附されることがあります。)
(賦課金については地区除外手続き完了の翌年度から減額になります。)
※用地買収時点で手続き及び支払いについて十分話し合わせ、後日問題が生じないようお願いします。

- 施設園芸を行うときや変更・廃止があったとき。

施設園芸申請書

※施設園芸をされる方は定款等により申請することが定められています。公平性を保つため必ず手続きをしてください。
※平成26年2月14日の大雪被害等により施設園芸を申し込まれている方へ廃止や休止についてお知らせしたところですが、内容に変更がある場合は本年度中に再度手続きをしてください。

- ◆引落口座の申込・変更・解約をしたとき。

預金口座振替依頼書

(群馬県内に本店のある金融機関及びゆうちょ銀行が利用できます)
※口座の申込後、金融機関での確認や引落データ送付事務により反映まで2ヶ月程期間がかかりますのでご了承ください。

※各届け出は事務局へご連絡いただくか、ホームページ (<http://www.gunmayousui.jp>) より書式をダウンロードしてご利用ください。手続についてのご相談に応じています。疑問がある場合は、賦課徴収課にお問い合わせください。
※賦課基準日は4月1日です。年度途中に名義や土地の変更があっても台帳や賦課金に反映されるのは翌年度の4月1日です。届け出がありませんとそのまま賦課されますのでご注意ください。
※提出された書類によって取得した個人情報、土地改良区文書取扱規程及び個人情報保護に関する規程に基づき適正に管理されます。

賦課金納付について

土地改良区の管理する施設（調整池や水路）は、皆さんから納めて頂く賦課金と補助金で維持管理されています。利根川から引いた水は県央地域の重要な農業用水として安定供給され、農業経営を支える重要な役割を担っています。(賦課金はお持ちの農地の地積に応じて頂くもので、使用料ではありません。)
期限内に賦課金が納付されない場合、法令等に基づき督促状や催告状を発することになっています。

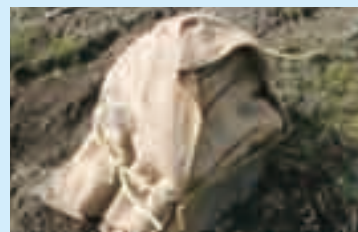
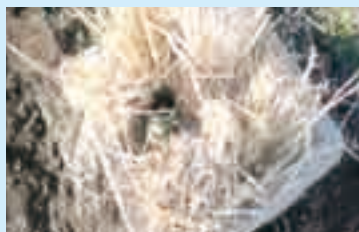
賦課金の納入についてご相談がある方は、納付期限前に電話等でご連絡いただくか、事務所窓口までお越しください。徴収担当者が納付方法などのご相談に応じます。

窓口業務時間 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで
(業務時間外の場合は事前に連絡をして下さい。)

お問い合わせは、賦課徴収課 電話027-251-0019 (代) へ

給水弁の凍結防止をしましょう

冬期は凍結により給水弁の破損や漏水事故が多く発生します。給水弁は組合員さんの個人管理です。事故を未然に防ぐため、わらや布を柵に詰めて凍結防止対策を行ってください。



給水弁を新設したいとき

事業当初に設置された畑かんの給水弁は、その周辺のみなさんで共同利用する目的で設置されました。利用形態の変化で給水弁新設を希望される場合、給水弁新設申請を行ってください。
(なお、設置工事費は自己負担となります。工事方法等のご相談にも応じています。)

もし漏水を発見したら

気温が低下した条件下での漏水は、路面凍結によるスリップなど重大な事故につながる危険があります。もし、漏水を発見したら管内市町村役場群馬用水係か土地改良区までご一報ください。



漏水による路面凍結



空気弁からの漏水

(土地改良区では、休日・祝日も24時間対応しています・夜間の電話は転送です。)

通行規制や断水に際し、ご協力をお願いします

土地改良施設建設から40年以上経過し日々のメンテナンスや部分的補修では機能を維持できない施設については、組合員負担が少なく済むよう補助事業を活用し機能保全及び延命を計っています。

工事は取水量の少ない冬期に実施することが多くなります。実施に際し、通行規制や断水などで関係地区の皆様には大変ご不便おかけしますが、細心の注意を払い施工しますのでご理解とご協力をお願いします。



お問い合わせは、 管理課 電話027-251-0019(代)



百姓ガンバンベ〜

吉岡町漆原の佐藤光司さんをご紹介します。

質問

佐藤さんは、会社勤めをされていたそうですが定年後、就農されたんですか。

佐藤さん

43年間会社勤めをしました。兼業でしたから定年後、専業農家になったということでしょうか。月〜金は会社、土日は農業と忙しいもんでした。でも、一番苦労したのは家内ではないでしょうか。

質問

以前とくらべ営農形態は変わりましたか。

佐藤さん

昔は養蚕、養豚、米を父親と家内が中心に営農していました。定年後はチンゲンサイが面白いということで始めました。

質問

面白いとおっしゃるチンゲンサイ栽培の連作障害を回避するためトウモロコシを含めた数種類の野菜のサイクルで栽培しているということですか。

佐藤さん

はい、品質向上や連作障害を避けるためもありますが、チンゲンサイもトウモロコシも割に合うんです。そこが面白いというところでしょうか。

質問

面白い理由が分かりました。トウモロコシも色々、種類があると思いますが。

佐藤さん

味来(みらい)という品種が主流でしたが、今はゴールドラッシュが多いと思います。たまに味来を希望するお客さんもいますが、わたしはゴールドラッシュを栽培しています。収穫の季節になると近所で遊んでいる子供たちがいると、つついあげてしまうんです。大変よろこんでくれます。(笑い)

質問

私も時期になったら近所にお邪魔したいです。

佐藤さん

わたしは露地とハウス栽培両方していますが、特にハウス栽培は群馬用水が利用出来ることで、計画的に播種・定植が可

能となり、天候の影響を受ける事が少なく、安定した栽培ができて品質向上と収量の増加につながっています。

質問

これからも群馬用水を利用して収益アップを図ってください。ところで、今日は奥さんも、ご一緒されているので、佐藤家の野菜レシピなども教えていただけますか。

佐藤さん

特別なものはありませんが、以前テレビ取材を受けたことがあり、そのとき紹介したのはチンゲンサイの浅漬けでした。佐藤さんは地域の生産者代表として群馬県知事視察や地元メディアのみならず多方面から紹介されていますが、今後の目標を聞かせてください。

質問

健康であるうちは夫婦で農業を続けたいと思っています。会社勤め時代の元同僚と飲むことがあります。わたしが一番元気ではないかと思っています。毎日が充実しているので、是非お客さんに良い物、はずかしくない作物を作って提供したい。欲をいえばきりがありませんが、農地を持っていることに幸せを感じています。

佐藤さん

わたしにとって農業をすることが健康管理の一番良い薬になっています。

結び

今日は、大変お忙しい中ご協力いただきありがとうございました。

佐藤さんは現在、JA北群馬川チンゲンサイ部会長として中心的役割を担いながら、新規参入者へ懇切丁寧な技術支援もされています。これからも農業が

(群馬用水受益地)

農業経営の概要

耕地面積・概況

水田	52a
畑	33a
計	85a
施設園芸	12a

作付け体系

主要品目

チンゲンサイ
トウモロコシ
ブロッコリー
トマト
キュウリ



ー生産者お勧めのレシピー チンゲンサイの浅漬け



材料：4人分

チンゲンサイ	2株
塩昆布	適量
ショウガ	1片
塩又は浅漬けの素	適量

●チンゲンサイの効能

中国野菜の中では日本人に一番なじみのある野菜ではないでしょうか。

緑黄色野菜の一種で特にビタミンA、ビタミンCを豊富に含んだ栄養価の高い野菜です。風邪への抵抗力や抗酸化作用を期待できます。

調理の手順

1. チンゲンサイはよく水洗いし食べやすい大きさに切る。
2. ショウガを千切りにする。
3. 鍋にお湯を沸かし、チンゲンサイをさっと熱湯にくぐらせ、ザルにあげ冷水で冷やす。その後、しっかり絞り水気を切る。
4. 容器に絞ったチンゲンサイ、ショウガ、塩又は浅漬けの素を入れ揉んでから塩昆布で味を調える。約1時間ほどで食べ頃になります。

群馬用水地域秋冬ネギ共励会が開催されました



規格審査

共励会に参加して品質向上を目指しましょう

群馬用水営農推進協議会では、露地ナス・秋冬ネギ共励会を実施し、野菜の推進奨励を図っています。

群馬県の重点品目ナス・ネギは、最も伸びる可能性のある野菜と位置づけられています。

共励会は、品目毎の審査基準に基づき採点を行い参加者の順位を決定し、上位者は2月に開催される群馬用水地域利水グループ体験発表会及び各種表彰式で表彰します。

灌水器具の相談応じます

土地改良区では水を有効利用していただけるよう組合員の皆様へ、現在の作付けにあった灌水器具の導入や営農指導を行っています。

また、現在利用されている部品（バルブやパッキン、黒パイなど）の修理や購入の相談にも応じていますので、お気軽にお問い合わせください。



ほ場審査

群馬用水地域 史跡めぐり あちこち見学するべ〜♪

其の十四

上野国分寺跡

所在：高崎市東国分町・前橋市元総社町



奈良時代の741年(天平13年)、聖武天皇は国ごとに僧寺と尼寺を造ることを命じました。上野国国分寺は現在の高崎市東国分町と前橋市元総社町との境近くに建立されました。

律令制下ではその東方に上野国国府も設置され、国の中心を成しました。

約200メートル四方に及ぶ敷地に、南北に中門・金堂・講堂が設けられ、中門と金堂は回廊でつながっており、その南西に七重塔が設置される東大寺式伽藍(がらん)配置と推定されています。

その後、939年の平将門の乱や1180年の足利俊綱による国府焼き払いなどが破損・荒廃した要因ではないかと推測されています。

周辺からは多くの瓦が出土し、郡名・人名が記されたものが多数あります。平成26年の発掘調査では、それまで金堂の基壇とした場所の南方から真の金堂基壇が発見される新たな展開がありました。

また、同年10月26日には、奈良時代の宮廷衣装をまとった行列や雅楽の演奏など、天平文化にふれることの出来る第5回国分寺まつりが開催されました。

現地には、発掘跡のほか群馬県教育委員会により金堂や塔の基壇、築垣(ついがき)が復元されています。1926年(大正15年)10月20日、国指定文化財となりました。

お悔やみ



大林理事長急逝

第七代大林俊一氏(享年57)が昨年6月5日に、ご逝去されました。

平成19年に理事に就任、平成21年には故金子一郎理事長の後任として当土地改良区の理事長に就任されました。

また、群馬県土地改良事業団体連合会理事、全国大規模農業水利事業協議会理事、群馬県議会では産業経済常任委員として農業振興に大変尽力されました。

ここに生前のご功績に対し深甚なる敬意と感謝の意を表し、心からご冥福をお祈り申し上げます。

当土地改良区の役員でありました次の方がご逝去されました。

ここに生前のご功績に対し心より敬意と感謝の意を表し、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

監事 奈良高男氏(前橋市富士見地区) 平成26年9月29日 ご逝去

総代 山形浅男氏(桐生市新里地区) 平成26年5月14日 ご逝去